

公益財団法人メルコ学術振興財団 『メルコ管理会計研究』 査読制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条に定められた目的を実現するべく、研究論文の水準向上を図り、その成果を普及するために必要な事項を定めるものとする。

(査読の対象)

第2条 機関誌『メルコ管理会計研究』に投稿された論文を査読の対象とする。

(査読者の選任)

第3条 論文の査読者は、査読者の専門領域を考慮して、原則として、編集委員長が選任する。編集委員長は査読者の選任を編集委員長補佐に委任することができる。委任された編集委員長補佐は、編集委員長に代わって査読者の選任を行い、査読報告に基づき掲載可否に関する査読結果を編集委員長に報告する。編集委員長・編集委員長補佐は編集委員に査読者の選任について助言を求めることができる。

2 査読者は、1つの論文につき原則2名を選任し、必要に応じて追加することができる。

(査読評価と掲載可否の判断)

第4条 査読者はA、B、Cの3段階で論文を評価し、査読を依頼した編集委員長または担当の編集委員長補佐に報告する。査読者が、原稿をそのまま掲載を可とする、もしくは軽微な修正のうえ掲載を可すると判断した場合はAと評価し、掲載すべきでないと判断した場合にはCと評価する。修正のうえ再査読すべきと判断した場合にはBと評価する。

2 査読者は、評価がAもしくはBの場合は修正すべき点を指摘し、Cの場合は掲載すべきでないと判断した理由を提出するものとする。

3 編集委員長または担当の編集委員長補佐は、原則として、A評価が2名以上の査読者から報告されたならば掲載を可とし、C評価が2名以上の査読者から報告されたならば掲載を不可とする。

4 査読評価が前項第4条第3項以外の場合は、原則として、修正のうえ再査読とする。編集委員長または担当の編集委員長補佐は、必要に応じて査読者を追加することができる。

5 査読評価がAとCに分かれた場合は、編集委員長または担当の編集委員長補佐は査読者をもう1名追加する。

(査読結果の通知)

第5条 編集委員長または担当の編集委員長補佐は査読結果を論文執筆者に通知する。

(論文の修正)

第6条 論文執筆者は、論文の修正が求められた場合、査読結果が通知されてから1週間以内に修正原稿提出の意思および提出予定日を編集委員長または担当の編集委員長補佐に提示しなければならない。ただし、提出予定日は査読結果通知日から6ヵ月以内とする。

- 2 修正原稿を提出する場合は、修正原稿とともに、修正箇所の一覧表を添付して、編集委員長に提出するものとする。

(掲載可否の通知)

第7条 編集委員長は掲載可否を論文執筆者に通知する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、編集委員会の議決を経て行う。

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

平成29年3月6日改訂